

7月号（502号）

S 県警察は、内偵捜査の結果、A 社を経営する X が覚醒剤の密売を行っている疑いがあるとして、被疑者「X」、罪名「覚醒剤取締法違反」、捜索すべき場所「S 市 U 区〇〇番地所在 株式会社 A 事務所」、差し押さえるべき物「覚醒剤、秤、ビニール袋、携帯電話」とする捜索差押許可状の発付を得た。司法警察員 P1 らは令状を携行して A 社事務所へ赴き、X に令状を示して、同事務所の捜索を開始した。

同事務所の事務室では 4 名の社員が業務を行っていた。事務室内には社員用の鍵付きロッカーが 4 台置かれており、その扉には各社員の名札が貼られていた。P2 がこのロッカーの中を捜索しようとしたところ、社員 4 名が「そこには私たちが出勤時に持ってきた私物や私服を入れています。社長とは関係ないので開けないでください」と抗議した。X も「そこは私の管理ではない。鍵も社員たちが管理している」と述べた。しかし P2 は「令状によって捜索する」と告げ、各社員に解錠させて、ロッカーの中を捜索した（捜索①）。

事務室の奥には社長室があった。P1 が捜索のため社長室に入ると、部屋の奥に男性 Y が小さな鞆を両手で抱えて立っていた。P1 が「あなたは誰か」と尋ねたところ、Y は小走りに社長室から出ていこうとした。このとき P1 は、Y が過去に覚醒剤事犯で検挙したことがある暴力団員であることに気づいた。P1 は Y の進路に立ち塞がって退出を阻止し、「あなた Y だろう。その鞆の中を見せなさい」と言って、Y から鞆を取り上げ、ファスナーを開いてその中を捜索した（捜索②）。また、Y が上着の前ポケットのあたりを気にする様子を見せたため、P1 は Y の上着のポケットに手を入れてその中を捜索した（捜索③）。

上記の捜索①～③の適法性について論じなさい。

6月号（501号）

2月1日、某所でVの死体が発見され、殺人事件として捜査が開始された。警察はVの関係者のうち犯人の可能性のある者を20数名リストアップして捜査対象とした。2月26日、リストの中にあるXが捜査本部を訪れ、自分の嫌疑を晴らすためとしてVから借りた金銭の返済状況などを自ら語った。しかし、その後の捜査でXが述べた内容が事実と反することが判明したため、Xの嫌疑はむしろ大きくなった。

3月28日、警察は殺人について取り調べるため、Xを警察署へ任意同行した。ところが、取調室でのXの顔色や挙動などからXが覚醒剤を使用している疑いが生じた。そこで、担当官は殺人の取調べを中断し、覚醒剤の使用について質問した上で尿の任意提出を求めた。Xは覚醒剤の使用を強く否定したが、尿の提出には応じた。Xの尿を鑑定したところ覚醒剤の成分が検出されたため、直ちに覚醒剤使用の事実で裁判官に逮捕状を請求して発付を受け、Xを通常逮捕した。3月29日、Xは同事実で勾留され、さらに4月7日には勾留が10日間延長された。

この勾留中、司法警察員または検察官によるXの取調べが毎日5時間ずつ行われた。3月31日までは覚醒剤使用についてのみ聴取していたが、4月1日からは、覚醒剤使用と併行して殺人についても取調べが行われた。この間、捜査本部は4月4日ごろまでの間に様々な捜査の結果から殺人事件の被疑者をXに絞り込み、他の人物をすべて捜査対象から外した。そして、4月10日付で覚醒剤使用についての供述録取書が作成された後は、もっぱら殺人の取調べのみが行われた。Xは4月11日に弁護人と接見した際、殺人についての取調べを止めさせてほしいと依頼した。弁護人は警察と検察官に抗議したが、その後も殺人の取調べは継続された。4月13日以降、Xが殺人について自白を開始し、これを内容とする供述録取書が複数作成された。4月17日、Xは覚醒剤使用の事実で起訴されるとともに、改めて殺人の事実で通常逮捕された。

本件における①覚醒剤使用での逮捕・勾留、②その間に行われた殺人についての取調べの適法性について、それぞれ論じよ。

5月号（500号）

Vは、午後7時50分ころから午後7時56分ころまでの間、T鉄道TJ線W駅からA駅に向けて進行中の下り電車内で、Xから下着内に手指を入れられる強制わいせつ行為を受けた。このときVは犯人の顔と服装を確認した。VはA駅で下車し、同駅で接続するJ鉄道M線のホームへ向かったが、その間もXはVを尾行した。午後8時4分ころ、VがM線上り電車に乗車すると、Xも後を追って同じ車両に乗って近くに立った。

Vは、この間、下車する予定のM線N駅で待ち合わせていた友人Fにメールを送信し続け、「男性に痴漢された」「下着の中まで触られた」「白いシャツに紺色ジャケットで茶髪の男」「M線に乗り換えても付いてくる」「N駅で降りても付いてきそうで怖い」「N駅前でも私につきまとっていたら捕まえて」と伝えた。これを受信したFは、直ちにN駅前の交番に赴き、警察官K1・K2に上記メールを見せた。午後8時9分ころ、VがN駅（A駅から5kmの位置にある）で下車するとXも後を追って下車し、改札口を出ても追尾した。Vは早足で駅前広場を往復したが、Xは接近して追いつけた。これを見届けたK1・K2は、Xが白いシャツと紺色のジャケットを着て、髪の毛が茶色だったことから、Vのメールにあった犯人だと確信した。K1・K2はXに駆け寄って両側から両腕を掴むと、Vに「この男が痴漢ですね」と尋ねた。Vは「間違いありません。この人がTJ線で私に痴漢をしました」と答えた。午後8時14分、K1は刑法212条1項によってXを現行犯逮捕した。

K1は、その場でXの着衣の中を捜索しようとしたが、Xは身体をぶつけるなどして抵抗した。この時間帯のN駅前は帰宅中の乗客で混雑していた。そこで、K1らは、午後8時30分、Xを警察車両に乗せて2km離れたN警察署まで連行し、午後8時45分ころに同署内でXの着衣の中を捜索し、ジャケットの内ポケットの中にあった交通系ICカードを差し押さえた。本件における現行犯逮捕および捜索の適法性を論じなさい。

4月号（499号）

午前8時30分ころ、Xから「交際相手のAからA宅で暴行を受けている」旨の通報があり、警察官K1～K3がA宅に赴いた。現場にはXとAがおり、Xは「喧嘩の途中で興奮した。もう落ち着いたので大丈夫」と述べた。

このときK1は、感情の起伏が大きく落ち着きがないXの様子を見て覚醒剤常習者の症状に似ていると思った。犯歴を照会したところXには覚醒剤事犯の前科があった。Xは「自宅に帰る」と言ってA宅と同じ町内にあるBマンションに向けて歩き出した。K1らはXに覚醒剤について質問しながらこれに同行した。

午前9時10分ころ、XはBマンションの自室に着くと、玄関のドアを開けて中に入り、すぐにドアを閉めようとした。K1がとっさにドアを両手で押さえてこれを阻止し、Xの許可なく玄関の上がり口に入って靴脱ぎ場に腰掛けた。Xは「帰ってほしい」と言ったがK1は応じなかった（①）。Xは、玄関の上がり口で寝転んだり泣き出したりした。K1の求めに従ってXが両腕を見せると注射痕があったため、K1はXの同意を得てその写真を撮影した。K1は警察署へ同行して尿を提出するようXに求めたが、Xは拒否した。この間、K2らは玄関の外からドアを手で押さえて開けたままに立っていた。

午前9時40分ころ、K1は強制採尿のための令状を裁判官に請求する旨をXに告げ、その準備のため現場を離れて警察署に向かった。K2は引き続きドアを開けたまま玄関前に立ち続けた。その後もXは繰り返し「帰ってほしい」と言ったが、K2らはその場を離れなかった。午前10時ころ、Xから携帯電話で連絡を受けたAがX方に現れ、Xの手を引いて連れ出そうとした。K2はXとAの間に身体を入れて両名を引き離した（②）。

午後12時40分ころ、K1が裁判官が発付した条件付捜索差押許可状を携行してX方に戻り、Xにその令状を示して警察署へ同行させ、尿を強制的に採取した。

下線部①②の適法性を論じなさい。